| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ロ　乾燥させること。<br>ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。<br>九　航海中、積載場所を通風しないこと。<br>十　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 |
| | 硝酸鉛<br>UN1469 | LEAD NITRATE<br>UN1469 | 一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。<br>二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。<br>三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。<br>四　雨中において船積みをしないこと。<br>五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。<br>イ　清掃すること。<br>ロ　乾燥させること。<br>ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。<br>八　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。<br>九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 |
| | 硝酸マグネシウム<br>UN1474 | MAGNESIUM NITRATE<br>UN1474 | 一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。<br>二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。<br>三　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>四　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 |
| | 硝酸カリウム<br>UN1486 | POTASSIUM NITRATE<br>UN1486 | 一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。<br>二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。<br>三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。<br>四　雨中において船積みをしないこと。<br>五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>七　航海中、積載場所を通風しないこと。<br>八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 |
| | 硝酸ナトリウム<br>UN1498 | SODIUM NITRATE<br>UN1498 | 一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。<br>二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。<br>三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 |
| | | | 四　雨中において船積みをしないこと。<br>五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。<br>イ　清掃すること。<br>ロ　乾燥させること。<br>ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。<br>八　航海中、積載場所を通風しないこと。<br>九　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 |
| | 硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物<br>UN1499 | SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE<br>UN1499 | 一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。<br>二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。<br>三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。<br>四　雨中において船積みをしないこと。<br>五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。<br>イ　清掃すること。<br>ロ　乾燥させること。<br>ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。<br>八　航海中、積載場所を通風しないこと。<br>九　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 |
| 有害性物質 | 硝酸アンモニウム系肥料<br>UN2071 | AMMONIUM NITRARE BASED FERTIZER<br>UN2071 | 一　可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉又は綿その他の植物繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。<br>二　前号の物質以外の物質と、別の船倉又は区画に積載すること。<br>三　熱源若しくは発火源と別の船倉又は区画に積載すること。<br>四　燃料油を有するタンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合にあってはこの限りでない。<br>五　積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で３m以上離して積載すること。<br>六　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 |